

# 創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例 ～創業人材等の多様な外国人の受入れ促進～

(国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業 国家戦略特別区域法第16条の6 平成26年10月31日施行)

## 特例措置前

○外国人が事業を開始し、その経営等に従事しようとする場合には、上陸の申請時点において、①本邦に事業所が確保されていること、②開始しようとする事業の規模について「2名以上の常勤職員の雇用」又は「500万円以上の出資金等」の要件が求められている。

(根拠) 出入国管理及び難民認定法別表第一の二

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令

## ニーズ

○要件を満たすためには、「ビジネスパートナーの確保」、「事務所の賃貸契約等の準備活動」を入国前に行う必要があり、外国人が一人で創業することは高いハードルとなっている。

## 特例措置

○国家戦略特別区域内での外国人による創業活動を促進するため、在留資格「経営・管理」で入国しようとする外国人について、地方自治体等が一定の要件を確認した場合には、現行の上陸許可基準に適合していなくとも、上陸から6月後に当該基準に適合する見込みがあれば入国を認める。

## 効果

○外国人起業家等の受入れ促進。